

令和2年第12回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年11月25日（水）
午後3時30分から午後5時00分
2. 開催場所 大瀬戸コミュニティーセンター 3階会議室
3. 委員定数 条例定数19人 現委員19人
4. 出席委員（18人）

会 長	1 番	岩崎	信一郎						
会長代理	2 番	松本	千代治						
委 員	3 番	山口	隆	4 番	谷脇	文弘	5 番	松崎	常俊
	6 番	津口	祐二	7 番	岸本	六郎	8 番	白石	幸憲
	9 番	福田	務	10 番	葉山	諭	11 番	瀬川	洋子
	12 番	浦口	大輔	13 番	辻尾	政幸	14 番	朝長	久夫
	15 番	宮崎	壽治	16 番	水嶋	政明	17 番	葉山	静子
	18 番	知念	近海						
5. 欠席委員（1人）
19番 田中 初治
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第55号 農用地利用集積計画の決定について
議案第56号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について
議案第57号 非農地通知の対象とすることの決定について
 - 報告事項 転用許可不要案件届出について
農地の転用事実に関する照会について
7. 事務局 事務局長：谷口雄二 局長補佐：神浦真吾 主任主事：本田美春
8. 会議の概要
事務局 只今から令和2年西海市農業委員会第12回総会を開会いたします。
出席委員は在任委員19名中18名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。
それでは、西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務める

こととなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 今回の議事録署名委員は、14番：朝長委員、15番：宮崎委員にお願いいたします。

議長 それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

それでは、議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第53号農地法第3条の規定による許可申請について「1番」を説明いたします。資料は2頁となります。物件は西彼町白崎郷字寺ノ平の畑1筆・124㎡の申請となっております。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人、譲り請け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、現況が申請地の隣の畑と一体化しており、経過・原因も不明であるため両者で話し合いの上、贈与で譲り請け人に所有権移転する運びとなったとなっております。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。権利種別は「所有権移転・贈与」となっています。父親の死亡により、相続登記により譲り受け人の名義となった物件の現況等確認していたところ、申請地が隣接の農地と境界が不明な状態になっていた。隣接地の耕作者や他の近隣の土地所有者など照会を行ったが、関係者が死亡していることもあり、経緯については不明で、現況となっている。譲り渡し人と譲る請け人の双方による話し合いの結果、譲り受け人へ贈与を行うこととなったため、今回の申請に至ったと聞いております。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっております。関係資料は1頁から6頁までで、1頁に位置図、2頁に付近状況図、3頁に現況写真、4頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。6頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の自宅から直線で0.45km、道沿いで約1.6kmの範囲にあり、車で3分以内に位置するという状況で

す。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

6番 1番について、先日譲り渡し人と譲り受け人に話を聞いて、現地確認に行きました。譲り渡し人の父が亡くなられて、相続する時に行ったらしいのですが、このような状態になっていたということです。どちらも、先代からは知らされておらず、譲り受け人も、引き継いだ時には今の状態だったということです。多分、先代同士が話をして、つくりやすいようにここをまっすぐしたのだらうと思います。お互いの話合いで、所有権移転という運びになっているようです。譲り受け人は、今後ともずっと作り続けていくということで、この地区数少ない農業者でありますので、ご検討よろしくをお願いします。

議長 ただ今議案第53号の1番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に議案第54号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番について事務局より説明を求めます。

事務局 議案第54号農地法第5条の規定による許可申請について「1番」を説明します。

資料は8頁になります。物件の所在は、西彼町小迎郷字藤ノ川の畑・計1筆・1,691㎡の申請となっております。土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。使用目的・移転の事由は議案書記載のとおりで「医院」と「医療機関（クリニック）の建設」となっています。権利種別は所有権移転売買となっております。木造ガルバリウム鋼板葺き2階建ての医院建築を予定しています。添付資料は、7頁および9頁から17頁までで、7頁に位置図、9頁に付近状況図、10頁

に現況写真、11頁に字図、12頁に航空写真を添付しています。13頁に被害防除計画書、14頁に土地利用計画図、15頁に平面図、16頁に立面図、17頁に横断図を添付しています。13頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う最高1.0m最低0m、切土を行う最高2.5m最低0.5m。被害防除措置として擁壁を設ける。被害防除措置の内容または被害の発生の恐れがない理由として、盛土、切土を行い擁壁を設けることで被害の発生の恐れがない。農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置として、雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は、下水道処理となっています。周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置として、近隣農地への通路を確保する。被害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由として、隣接農地へは4mの通路を確保するので、日照、通風等の影響はない。工期は許可日から令和3年9月末を予定しています。申請地は道路や里道や宅地や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

10番 1番について、地区担当の推進委員と現場確認を行いました。申請者は先ほど話がありましたように、西海町黒口郷の医療法人です。また譲り渡し人は、県の機関にお勤めの方です。申請地につきましては、12頁の写真をご覧ください。小迎の交差点から西海橋方面に若干行きまして、この白い部分がナフコになります。間に道を挟んで隣接している赤枠で囲ったところが病院を新しく建設する予定地です。この上のほうも譲り渡し人の樹園地で、この一角を売買によって、新しく病院を建設するというものです。譲り渡し人の残った上の部分と、それから病院の計画されておるところの中ほどに4mの道が入ることになります。それから、ナフコ側から見て、右のほうがミカン園で、上のほうは元々畑でしたが、現在は山林化している状況で、その周辺の農地についても、日照の影響なども、特に問題はありません。また、この申請地の枠の下の方には水路が通っており、放流されても、別段問題はないだろうと確認をしました。なお、ちょうどこの譲り渡し人の樹園地の中央部を小迎の土地改良区の400mmの大きな本管が通っています。私たちが確認をしたときまでには、申請者と土地改良区との話し合いが済んでいませんでした。小迎の土地改良区も結構古いので、最近よく故障等もあつたりして、水があふれたりしています。そここのところは、双方で解決してくださいという事で、最終的には、病院側のほうが責任を持って、この本管を移設することで協議がなされております。今のところは、そういうことで、今後においては、問題はない

と判断をしました。よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただ今議案第 54 号の 1 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について許可することについて異議ござい
ませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。
よって、議案第 54 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」
の 1 番については、許可相当といたします。

議 長 　　次に 2 番について、事務局より説明を求めます。

事務局 　　2 番を説明します。資料は 18 頁になります。物件の所在は、大瀬戸
町雪浦下郷字前小路の畑 1 筆、700 m²で、土地所有者及び申請者につ
いては議案書記載のとおりです。使用目的・権利内容は議案書記載の
とおりで、「駐車場及び宗教用花材の植栽用地の整備」と「参拝者用駐
車場と宗教用花材の移植により、植栽用地が必要なため」となってい
ます。権利種別は所有権移転売買となっています。宗教法人の参拝者
駐車場と花材植栽場の確保のため、申請地と周辺の併用地について土
地所有者から売買による購入に至ったため今回の申請となったと聞いて
おります。添付資料は、7 頁および 19 頁から 24 頁まで、7 頁に位
置図、19 頁に付近状況図、20 頁に現況写真、21 頁に字図、22 頁に航
空写真、23 頁に被害防除計画書、24 頁に土地利用計画図・平面図を添
付しております。23 頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、現
状のまま利用する。被害防除措置の内容又は被害発生の恐れがない理
由として、現状のまま利用するため、被害の発生の恐れはない。農業
用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置として、
雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は、なしとなっています。周辺の
農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置、被害防除措置
の内容又は被害の恐れがない理由として、建物を建築しないため、被
害の発生の恐れがないとなっています。工期は許可日から令和 3 年 2
月 28 日を予定しています。農地区分について、申請地は宅地や里道や
畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえ
ますので、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

8 番 2番について、6月の第6回総会の折に、西海農業振興地域整備計画の変更についてということで、補足説明をいたしました。先日、地区担当の推進委員と譲り受け人と私と3人で、現地確認を行いました。22頁を見て下さい。青枠の併用地と申請地の赤枠、これ全部を譲り受け人が取得する予定です。青枠のところは宅地と原野で、ここを駐車場にします。その横に車が2台止まっていますが、現在の駐車場はここだけです。たった五、六台しか止めることができません。それで、譲り受け人がここを買い取って、駐車場にするということになりました。航空写真で青枠のところに家が見えていますが、これは昔の写真で、今はもう更地になっています。赤枠のところが申請地ですが、以前は畑でした。ここに宗教用花材を植栽するというので、雑草が少し生えているだけです。現状のまま利用するので、特段、被害防除計画に関しても問題ないと思います。審議のほう、よろしくお願いします。以上です。

議 長 ただ今議案第54号の2番について説明がありました。
 これより質疑に入ります。
 皆さんから何かご意見等ございませんか。
 《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。
 《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
 よって、議案第54号「農地法第5条の規定による許可申請について」の2番については、許可相当といたします。

議 長 次に議案第55号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
 事務局より説明を求めます。

事務局 資料の25頁をお願いします。議案第55号農用地利用集積計画の決定について、農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する。となっています。

 26頁は農用地利用集積計画集計表です。合意解約2筆5,425㎡、使用貸借権・賃借権設定（県公社借入分）従来分1筆871㎡、使用貸借

権・賃借権設定（県公社借入分）一括方式分 16 筆 25,617 m²が計上されています。

27 頁は利用集積の合意解約分で 1 者、2 筆、5,425 m²について計上されています。28 頁は県公社借り入れ分の従来分で 1 件、1 筆 871 m²が計上されています。白崎地区の圃場整備事業に係る分で県公社預かりで配分がないものとなります。29 頁は県公社借入分の一括方式分で 7 者から賃貸借する 14 筆 22,357 m²と 1 者から使用貸借する 2 筆 3,260 m²、計 8 者、16 筆、25,617 m²について計上されています。10 番の物件は台帳面積 2,079 m²の一部 1,507 m²を貸借する内容となっています。30 頁に一部借り入れする対象面積の資料として航空写真を添付しています。法改正により利用集積、利用配分の手続きが一括方式と従来分に区分されました。一括方式とは借し手と借り手が事前に判明している分について、集積・配分する手続きを一括で行うため、申し込み開始から貸借の開始までの期間短縮ができ、契約開始時期が従来より早くなりました。借り手が決まっていない案件は、これまでと同様の手続きで行うこととなります。今回申請があった利用集積の利用集積・配分手続き各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。通常分の新規 1 筆と、一括方式の新規 16 筆、合計 17 筆分が今回の集積となっています。農業経営基盤強化促進法第 18 条（第 1 項）の要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただ今、議案第 55 号について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。
よって、議案第 55 号「農用地利用集積計画の決定について」につきましては、原案どおり決定する事といたします。

議 長 　　次に議案第 56 号「農地中間管理事業利用配分計画(案)に関する意見について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 　　資料の 31 頁をお願いします。議案第 56 号農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について、農用地利用配分

計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 3 の規定により、意見を求められたので、判断を求める。となっております。資料は 32 頁から 37 頁までです。先ほど 29 頁にて提案しました県公社の借り入れ分の土地 16 筆に対して、県農業振興公社から「3 者」に対し、賃貸借「10 年」のもの 14 筆、使用貸借「10 年」のもの 2 筆、計 16 筆について配分を行うもの合計 16 筆、25,617 m²の各筆明細が 34 頁に計上されています。

今回の 16 筆は佐世保市針尾東町の担い手の方に 3 筆、西海町太田和郷の担い手の方に 2 筆、西海町木場郷の担い手の方の方に 11 筆、計 16 筆を配分する内容となっております。

各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。35 頁から 37 頁に借り手の経営状況を添付しています。32 頁は配分計画の合意解約の内訳、33 頁は従来分の配分計画の内訳となっております。今回は従来分の配分はありません。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明をお願いします。

15 番 1 番から 3 番について、補足説明をいたします。先日、地区担当の推進委員と借り手の方と三人で現地を見ながら、いろいろ事情を聞いてきました。借り手の方は、針尾でミカンを 4 町 5 反ほどと、稲・野菜それらを耕作されており、さらに規模拡大を目指して、八木原郷大石に 2 反 7 畝余りを借り受けるというものです。ここは以前、地主がミカンをつくっていましたが、近年は放置されて荒れ地になっていたところを、借り手の方が重機で開墾したそうで、今はきれいに整備されていました。そこに来春、極早生と早生を植付ける予定ということです。近々、後継者が経営責任者として引き継ぐそうで、今後の経営体制も問題はないと思われれます。以上、審議をよろしくお願いします。

5 番 4 番と 5 番について、先日会長と地区担当の推進委員と話をしました。借り手の方はここ以外にもトマトを頑張って作っておりますので、問題ないと思います。それと、隣は地区担当推進委員の田んぼということもあって、よくわかっていると思いますので大丈夫と思います。借り手の方は、一生懸命やっておりますので特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

9 番 6 番から 16 番について、借り手の方は、前推進委員の息子さんです。お父さんに話を聞いたら、和牛の繁殖をされていてあと何頭か売ってしまえば継承が済むと、そういう感じのことでした。黒口の方では数少

ない後継者で頑張っておっておりますし、経験もありますので特に問題ないということで、地区担当の推進員と話をしてきました。以上です。

議 長 　　ただ今、議案第 56 号について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。
よって、議案第 56 号「農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について」につきましては、原案どおり配分することで「異議なし」といたします。

議 長 　　次に議案第 57 号「非農地通知の対象とする事の決定について」の通常分を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 　　それでは資料の 38 頁をお願いします。議案第 57 号 非農地通知の対象とする事の決定についてを説明します。

今回は通常分 3 件・12 筆・7,731 m²と同意書分 51 件・179 筆・185,459.27 m²の合計 54 件・191 筆・193,190.27 m²について、審議を頂きたいと思います。

説明に入ります。資料 38 頁の通常分について、物件 1 番・2 番の 2 筆は西海町中浦南郷・中浦北郷の物件で資料は 39 頁から 46 頁です。申請者は西海町中浦南郷にお住いの方です。39 頁に申請地位置図、40 頁・41 頁に付近近況図、42 頁に対象地の現況写真、43 頁・44 頁に字図、45 頁・46 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地のほうですが、現場到達が困難な場所で雑木等が茂り山林化しており、現場を見る限りでは特に支障はないと判断しました。

物件 3 番から 8 番の 6 筆は西海町横瀬郷の物件で、資料は 37 頁および 47 頁から 54 頁です。申請者は西海町横瀬郷にお住いの方です。37 頁に申請地位置図、47 頁に付近近況図、48 頁から 50 頁に対象地の現況写真、51 頁・52 頁に字図、53 頁・54 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地のほうですが、申請地 5 番は現場到達が

困難な場所でしたが、それぞれ雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないと判断しました。

物件 9 番から 12 番の 4 筆は西彼町白崎郷の物件で資料は 37 頁および 55 頁から 59 頁です。申請者は西彼町白崎郷にお住いの方です。37 頁に申請地位置図、55 頁に付近近況図、56 頁・57 頁に対象地の現況写真、58 頁に字図、59 頁に航空写真を添付しています。57 頁の申請地 11 の地番表記が誤っておりました。1388 番に修正をお願いします。それぞれの資料で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地のほうですが、10 番・12 番が現場到達が困難な場所でしたが、雑木等が茂り山林化しており、現場を見る限りでは特に支障はないと判断しました。

全ての対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員をお願いします。

5 番 1 番と 2 番について、先日地区担当推進委員と会長さんと私と所有者の方と一緒に現地に行きました。写真のとおり、周りも全部荒れていて、特に 2 番のところは、現地にも行けないような状態でした。非農地としても特に問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

1 3 番 3 番から 8 番について、先日現地確認に行ったところ、写真のとおり雑木等が茂っていました。非農地にしても問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

6 番 9 番から 12 番について、先日現地確認に行ってきました。対象地は、4 筆とも中にも入っていけないような状態でした。もう何十年も作付してないということで、雑木や竹とか生い茂っており、非農地としても問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ただ今、議案第 57 号の 1 番から 12 番について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第 57 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の通常分の 1 番から 12 番について非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 次に議案第 57 号「非農地通知の対象とする事の決定について」の同意書分を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 「同意書分」について、説明します。資料は別冊 1 頁から 9 頁をお願いします。今回、申請者の方は 51 件、179 筆、185, 459.27 m²となります。住所や所有者の詳細につきましては議案書に記載したとおりです。今回の分につきましては利用状況調査において、B 分類の判定をしている農地を対象とし、市内の土地所有者の方に送付しています。今回返答された分のうち、10 月 19 日から 11 月 4 日までに受け付けた（申請日が 10 月 31 日まで）分の非農地通知同意書を提出いただいた物件について、非農地通知の対象地として、議案として計上している状況です。

説明に入ります。物件 1 番から 179 番の 179 筆は西彼町の物件で、資料は 10 頁から 51 頁までです。申請者は西彼町にお住まいの方々です。

10 頁に管内図の配置図資料を添付しました。赤枠内の番号「配置図 1」から「配置図 4」が航空写真配置図の頁番号と連動しています。配置図番号の横の丸囲み数 11 から 14 が資料の頁番号と連動しています。11 頁から 14 頁に航空写真配置図を添付しています。赤枠内の番号が航空写真の番号と連動しています。15 頁から 51 頁に対象地の航空写真を添付しています。航空写真内のナンバーが、申請対象地の番号と、数値が申請地の地番と連動しています。例えば 1 頁の申請地「1 番」申請地番「311 番」の地図等の「西彼 1」について、11 頁の航空写真配置図の赤枠「1」と 15 頁の西彼町伊ノ浦郷 1 の航空写真の「No. 1」、「311」が、それぞれ連動しています。

対象地は複数の航空写真にまたがる場合もありますが、代表的な航空写真配置図の番号で対応している状況です。大字順に、西彼の北部から南部へと展開していく内容となっています。

申請地のほうですが利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が茂り山林化及び原野化しており、特に支障はないという判断をいたしました。

申請の対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞き取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

同意書分 51 件、179 筆、185, 459.27 m²について審議をお願いします。当月分の累計として 9 頁の下段に計 185 筆と記載していますが誤

りで、191 筆となります。修正をお願いします。面積はそのままの 193, 190.27 m²となります。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただ今、議案第 57 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分の 1 番から 179 番について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。
よって、議案第 57 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分の 1 番から 179 番について非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 　　以上で議案審議は終了しました。

議 長 　　次に報告事項に入ります。
転用許可不要案件届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局 　　報告事項の説明を行います。資料は 52 頁から 74 頁となります。
1 番については、53 頁をお願いします。令和 2 年 11 月受付農地転用許可不要案件届出について説明をいたします。西海町七釜郷における農地転用許可不要案件届出となります。目的は携帯電話用無線基地局の設置分となります。申請地は西海町七釜郷字大建の畑、1 筆の物件で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。申請地の面積 71,625 m²のうち 15 m²を携帯電話用無線基地局設備用地として使用する申請となっています。工期は令和 2 年 12 月 1 日から同年 12 月 25 日を予定しています。関係資料は 52 頁および 54 頁から 60 頁までで、52 頁に申請地位置図、54 頁に付近近況図、55 頁に現況写真、56 頁に字図、57 頁に航空写真、58 頁に土地利用計画図・平面図、59 頁に立面図（工事概要）、60 頁に参考写真を添付しています。

2 番については、資料の 61 頁ページをお願いします。令和 2 年 11 月の農地転用許可不要案件届出になりますが、西彼町平山郷における擁壁・側溝の設置分となります。申請地は西彼町平山郷字綿打潟の田、1 筆の物件で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。申請地の面積 4,173 m²のうち 139 m²を敷地として、擁壁・側溝を整備する内容となっています。

関係資料は 52 頁および 62 頁から 69 頁までで、52 頁に申請地位置図、62 頁に付近近況図、63 頁に現況写真、64 頁に字図、65 頁に航空写真を添付しています。66 頁に被害防除計画書、67 頁に土地利用計画図・排水経路、68 頁に平面図、69 頁に工事概要を添付しています。66 頁にもどり申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する。被害防除措置として、土留め工事をする。被害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由として、擁壁・側溝工事を行うため近接地、市道に土砂流出がない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置として、現状のまま利用するので特段被害の発生する恐れがない。排水計画ですが、雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は、なしとなっています。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただ今、転用許可不要案件届出について説明がありました。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　次に、農地の転用事実に関する照会について、事務局より説明をお願いします。

事務局 　　1 番については、資料の 70 頁ページをお願いします。農地の転用事実の照会（地目変更登記）について説明します。登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いについて、申請物件の西彼町鳥加郷字ミズノ木谷の畑、7 筆、3,111 m²について照会があり令和 2 年 11 月 5 日農業委員、農地利用最適化推進委員と確認を行い、11 月 6 日に非農地である旨回答を行いましたので報告するものです。添付資料として 52 頁に申請地位置図、71 頁に付近近況図、72 頁に申請地の現況写真、73 頁に字図、74 頁に航空写真を添付しております。本件は畑から雑種地へ地目変更申請を行った案件で、申請の通り非農地として回答いたしました。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただ今、農地の転用事実に関する照会について説明がありました。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、ただ今報告があったとおりご承知おきください。

議 長 　　以上で審議は全て終了しました。
皆さんのほうから何かありませんか。

議 長 ないようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

 次回総会は

 日時 令和2年12月25日(金) 午後2時00分から

 場所 大瀬戸コミュニティーセンター 3階会議室

代 理 これをもちまして西海市農業委員会第12回総会を閉会いたします。
 お疲れ様でした。

令和2年11月25日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人